

(別添2)

公共公益施設の整備に関する事業等を 記載事項に含まない都市再生整備計画の事例

1. 千葉県千葉市 千葉都心地区
2. 大阪府大阪市 うめきた先行開発地区
3. 兵庫県神戸市 神戸都心・ウォーターフロント地区

1. 千葉都心地区

| | |
|-------------|--|
| 計画策定者 | 千葉県千葉市 |
| 地区名 | 千葉都心地区 |
| 計画策定 | 平成 26 年 9 月 |
| 計画期間 | 平成 26 年度～平成 31 年度 |
| 面積 | 158.3ha |
| 目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・大目標 県都・千葉市の中心地にふさわしい、賑わいと活力に満ちた魅力ある都心の実現 ・目標1 通り・広場の良好な景観形成及び賑わい創出による中心市街地の活性化及び魅力の向上 ・目標2 歩行者にやさしい利便性の高い歩行空間の整備による中心市街地の回遊性の向上 |
| 目標を定量化する指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者交通量 特例の対象となる歩道の歩行者交通量を実測 ・中心市街地の賑わい度 商店街の人が、人通り・来店者・売上が減ったと感じる人の割合 |
| 主な占用物件 | <ul style="list-style-type: none"> ・モノレール支柱等への巻き広告、バナー広告、壁面広告 ・街路灯等へのバナー広告等 ・オープンカフェ、マーケット等 |
| 都市再生整備計画の詳細 | 別添参照 |

都市再生整備計画(第1回変更)

ちばとしんちく
千葉都心地区

ちばけん ちばし
千葉県 千葉市

平成27年4月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

| | | | | | | | |
|-------|----------|------|----------|------|--------|---------|----------|
| 都道府県名 | 千葉県 | 市町村名 | 千葉市 | 地区名 | 千葉都心地区 | 面積 | 150.3 ha |
| 計画期間 | 平成 26 年度 | ～ | 平成 31 年度 | 交付期間 | 平成 年度 | ～ 平成 年度 | |

目標

大目標：県都・千葉市の中心地にふさわしい、賑わいと活力に満ちた魅力ある都心の実現

目標1：通り・広場の良好な景観形成及び賑わい創出による中心市街地の活性化及び魅力の向上

目標2：歩行者にやさしい利便性の高い歩行空間の整備による中心市街地の回遊性の向上

目標3：

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

○JR千葉駅を中心とする千葉都心には、商業・業務機能や交通結節点など都市機能が集積しているほか、県庁や市役所、裁判所などの主要な行政機関も立地しており、市ののみならず県都としても中枢をなすエリアとなっている。
○政令指定都市への移行後、千葉市美術館、中央区役所などの施設整備を進めてきたほか、近年は子ども交流館、子育て支援館、千葉市科学館などの複合施設である『きぼーる』が整備され、賑わいの拠点が形成されている。
○一方、JR千葉駅西口地区では市街地再開発事業が進められているほか、老朽化した千葉駅の建て替えが始まるなど、都市機能の更新による新たな拠点づくりが進められている。

課題

○近年の景気の低迷や周辺地域での大型店の立地などにより商業・業務等の空洞化が進んでいる。都市機能の一層の充実が求められているほか、魅力ある市街地の形成、特に中心市街地の活性化が求められている。
○拠点機能を有する多くの公共公益施設が立地しているが分散配置されているため、個々の施設の利便性向上とともに民間施設も含めた施設間の有機的な連携が求められる。
○従来からも中心市街地において地元（地域住民、商店街等の各事業者）によるイベント等の取り組みが行われ、賑わいの創出と中心市街地の活性化の観点からその一層の拡充を望む声があるが、公共空間に係る法的規制などが妨げとなっている。

将来ビジョン（中長期）

○千葉市新基本計画の中央区基本計画において、区の将来像として『都心のにぎわいと人々の優しさを感じるまち 中央区』を定め、さらに施策展開の方向性として『千葉市の顔としての魅力ある中央区をつくる』、『活力とにぎわいに満ちた中央区をつくる』以上が定められている。
○具体的な施策展開として、区民文化の創造として美術館・博物館などの公共施設が有効活用されるよう、情報提供や利便性の向上に努めるとされている。
また、中心市街地などの活性化として、地元商店街や区民との協働による魅力的な商店街づくり、中心市街地の回遊性向上と千葉駅を中心とした商業地区と地元商店街の均衡ある発展に向けた取組みの支援が位置付けられている。

目標を定量化する指標

| 指 標 | 単 位 | 定 義 | 目標と指標及び目標値の関連性 | 従前値 | 基 準 年 度 | 目 標 値 | 目 標 年 度 |
|------------|--------|-------------------------------|--|---------------|---------|-------|---------|
| 歩行者交通量 | 人／12時間 | 特例の対象となる歩道の歩行者交通量を実測 | 賑わい創出、魅力の向上等により中心市街地への来街者が増加することで、減少傾向にある歩行者交通量が減少しない。 | 計画策定後に調査を実施 | H26年度 | 従前値 | H31年度 |
| 中心市街地の賑わい度 | % | 商店街の人が、人通り・来店者・売上が減ったと感じる人の割合 | 賑わい創出、魅力の向上等により中心市街地への来街者が増加することで、賑わい度（人通り等が減ったと感じる人）が増加しない。 | 計画策定後にアンケート実施 | H26年度 | 従前値 | H31年度 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

都市再生整備計画の整備方針等

| 計画区域の整備方針 | 方針に合致する主要な事業 |
|--|--|
| <p>【通り・広場の良好な景観形成や賑わい創出による中心市街地の活性化及び魅力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺のモノレール支柱等を活用した広告掲載による通り・広場の良好な景観の形成及び地域貢献の取組みへの費用充当による地域の活性化 ・街路灯・商店街灯等へのバナー広告等の設置による通りの良好な景観の形成 ・駅前大通りへの広告板の設置による、通りの良好な景観の形成及び地域貢献の取組みへの費用充当による地域の活性化 ・路上空間を活用したオープンカフェやマーケット等の実施及びこれに伴う看板・広告等の設置による通りの賑わい創出及び魅力の向上 | <p>【道路占用許可特例制度】 モノレール支柱等への広告の掲載 【道路占用許可特例制度】 バナー広告等の設置 【道路占用許可特例制度】 広告板の設置 【道路占用許可特例制度】 オープンカフェやマーケット等の実施及びこれに伴う看板・広告等の設置</p> |
| <p>【歩行者にやさしい利便性の高い歩行空間の整備による中心市街地の回遊性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前大通りへのベンチ等のストリートファニチャーの設置による、歩行者の利便性・回遊性の向上と通りの賑わい創出 ・色・大きさ・デザイン等が統一された公共施設等の位置情報を示す歩行者用案内板の整備による、歩行者の利便性及び回遊性の向上 ・案内板への広告の掲出による、案内板の新たな整備・適切な維持管理、地域貢献の取組みへの費用充当による地域の活性化 | <p>【道路占用許可特例制度】 ベンチ等のストリートファニチャーの設置 【通常の道路占用許可】 広告付き歩行者用案内板の設置</p> |
| | |
| その他 | |

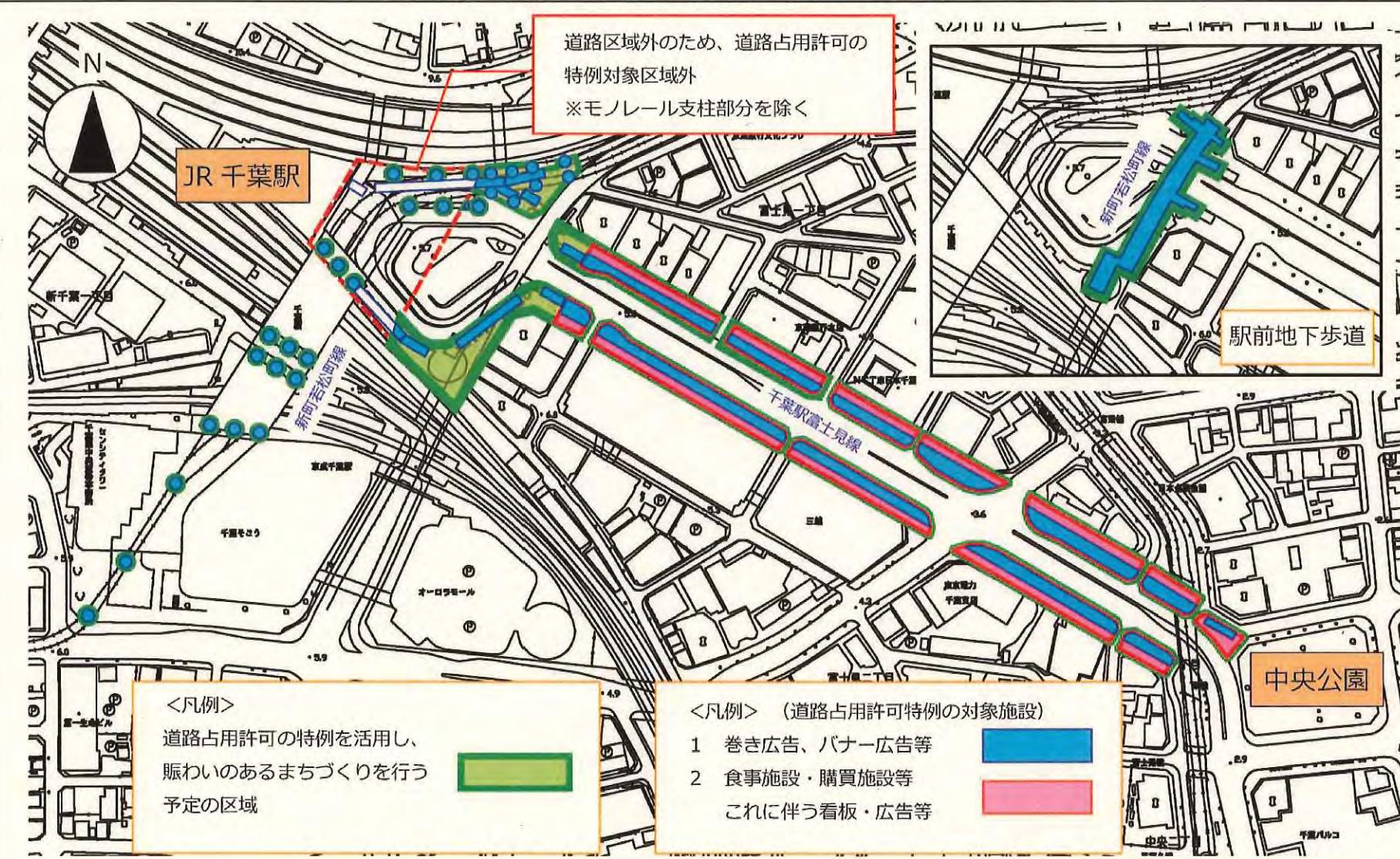
制度別詳細1(道路占用に関する事項)都市再生特別措置法46条10項

| 制度の活用計画 | | | |
|--|---------------------------------|--|---|
| 道 路 占 用 許 可 特 例 対 象 施 設 | 占用対象施設 | 占用の場所 | 道路交通環境の維持及び向上を図るための措置 |
| | モノレール支柱等への巻き広告、バナー広告、壁面広告の掲載 | 路線名:千葉駅富士見線(千葉駅東口駅前広場、歩道部) 路線名:新町若松町(モノレール支柱、駅前地下歩道) | ・広告の適切な維持管理により、良好な景観を保つ。 ・必要に応じ、広告周辺の清掃を実施する。 |
| | 広告板の設置 | 路線名:千葉駅富士見線(歩道部) | ・広告の適切な維持管理により、良好な景観を保つ。 ・必要に応じ、広告周辺の清掃を実施する。 |
| | 街路灯等へのバナー広告等の設置 | 路線名:千葉駅富士見線(歩道部) 路線名:富士見14~16、27、29号線(歩道部) 路線名:栄町1号線(歩道部) 路線名:富士見加曽利町線(歩道部) 路線名:国道14号(歩道部) 路線名:中央赤井町線(歩道部) 路線名:京成千葉中央駅線(歩道部) 路線名:中央2、21~23、32、34号線(歩道部) 路線名:千葉港黒砂台線(千葉駅西口駅前広場) | ・広告の適切な維持管理により、良好な景観を保つ。 ・必要に応じ、広告周辺の清掃を実施する。 |
| | オープンカフェ、マーケット等(食事施設・購買施設等)の実施 | 路線名:千葉駅富士見線(歩道部) 路線名:富士見29号線 路線名:栄町1号線 路線名:中央22~23号線 路線名:千葉港黒砂台線(千葉駅西口駅前広場) | ・オープンカフェ、マーケット等の周辺の清掃を実施する。 ・多数の利用者が見込まれる場合の歩行者の誘導、安全確保等を行う。 |
| | ベンチ等のストリートファニチャー(食事施設・購買施設等)の設置 | 路線名:千葉駅富士見線(歩道部) 路線名:千葉港黒砂台線(千葉駅西口駅前広場) | ・ベンチ等のストリートファニチャーの適切な維持管理を行う。 ・必要に応じ、ベンチ等の周辺の清掃を実施する。 |
| | 広告付き歩行者用案内板の設置 | 路線名:千葉駅富士見線(歩道部)ほか | |
| 【参考】道路占用許可対象施設 | | | |

制度別詳細 1-1-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



道路区域外のため、道路占用許可の
特例対象区域外
※モノレール支柱部分を除く

JR 千葉駅

駅前地下歩道

中央公園

<凡例>

道路占用許可の特例を活用し、
賑わいのあるまちづくりを行う
予定の区域

<凡例> (道路占用許可特例の対象施設)

- 1 卷き広告、バナー広告等
- 2 食事施設・購買施設等
これに伴う看板・広告等

制度別詳細 1-1-②(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

